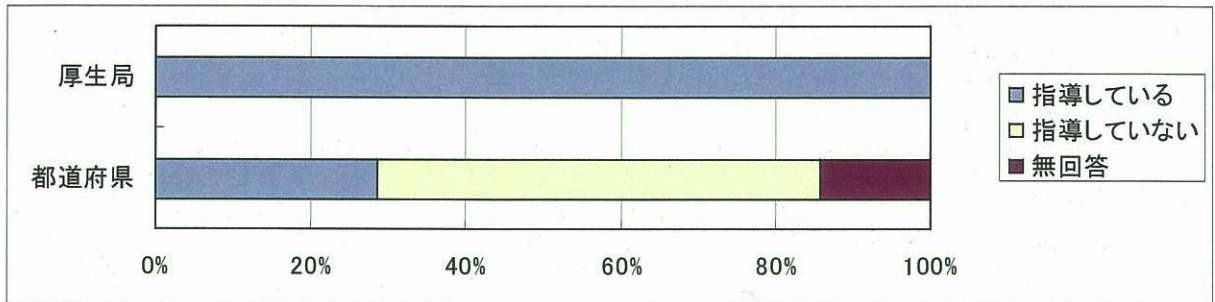


5 他の養成施設からの転入所

ア 転入所に関する指導状況

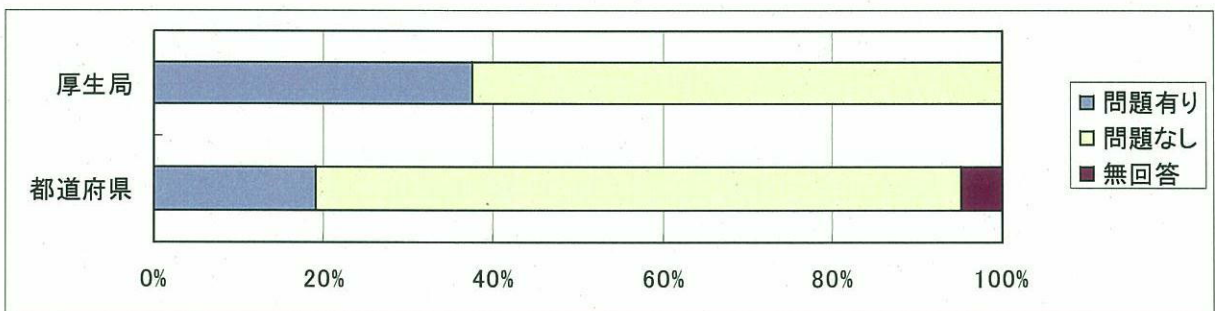
他の養成施設からの転入所について指導している厚生局は8件（100.0%）、都道府県は6件（28.6%）となっている。



なお、「指導に当たって問題がある」としている厚生局は3件（37.5%）、都道府県は4件（19.0%）となっており、その理由として

- ・ 近隣に養成施設がない
- ・ 生徒及び親への周知
- ・ 学費の差額
- ・ 廃止時に留年が出た場合の対応が困難
- ・ 編入により課目ごとの未履修がないことの詳細な確認
- ・ 編入後の履修時間の取扱いが難しい
- ・ 在学者の志向
- ・ 受け入れ施設の定員の変更

をあげている。



イ 養成施設の受入状況

他の養成施設からの転入所の受入れについて、「可能」は260件（75.1%）、「不可能」は65件（18.8%）となっている。

